

～後期高齢者医療の被保険者となる前に～

被用者保険に加入されている方へ

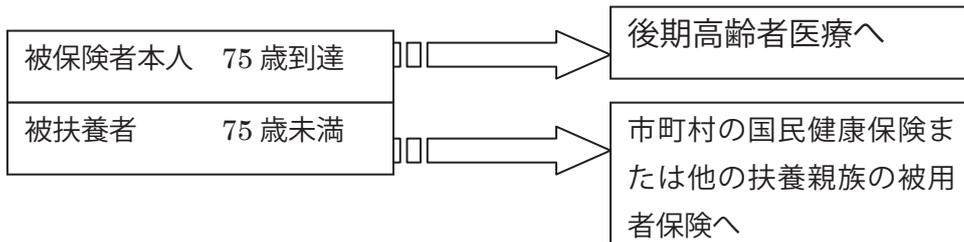
現在、被用者保険（協会けんぽ、健康保険組合、共済組合など）に加入されている方が年齢到達などにより、新たに後期高齢者医療制度に加入される場合は、次の資格喪失手続きが必要になります。

- 被用者保険の被保険者証を返納します。
- 被扶養者については、被保険者本人が事業主に「被扶養者異動届」を提出します。

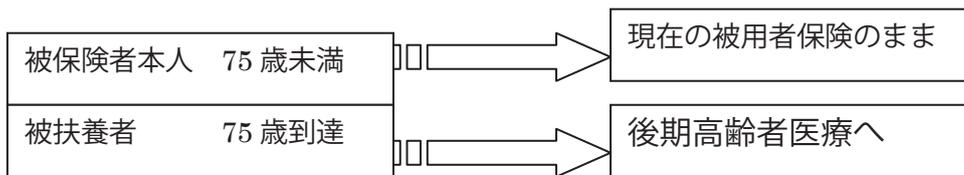
※ 詳しくは、事業主または現在加入されている保険者にご確認ください。

1 保険の移行について

《ケース1》



《ケース2》



2 被扶養者だった方の保険料の軽減措置について

サラリーマンの夫やお子さんなどに扶養されていた方（被用者保険の被扶養者）も後期高齢者医療制度では被保険者となり、保険料を納めることになりますが、保険料の軽減措置があります。

※ 特例措置として、平成31年度は保険料の均等割額が、資格取得後2年を経過する月まで5割軽減されます（所得割額はかかりません）。

【問い合わせ先】

事業主または、現在加入されている保険者にお問い合わせください。